

下松市いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定
令和 8 年 3 月改定
下 松 市
下松市教育委員会

はじめに

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 基本認識

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの早期対応（事案対処）

2 いじめの問題の理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめのとらえ方及び指導上の留意点等
- (3) いじめの解消

第2章 いじめの防止等に向けた市及び教育委員会の取組

1 いじめの防止等に係る施策の推進

2 市及び教育委員会が設置する組織

- (1) 心豊かな子どもを育てる推進事業協議会
- (2) 下松市いじめ問題調査委員会
- (3) 下松市いじめ調査検証委員会

3 市及び教育委員会が行う取組

- (1) 市が行う取組
- (2) 教育委員会が行う取組

第3章 いじめの防止等に向けた学校の取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- (1) 「学校基本方針」策定の意義
- (2) 「学校基本方針」の具体的内容

2 学校が設置する組織

3 学校が行う取組

- (1) 基本的な考え方
- (2) 未然防止（いじめの予防） ～平時からの備え～
- (3) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- (4) 早期対応 [事案対処（現に起こっているいじめへの対応）]

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

2 学校及び教育委員会の対応

- (1) 重大事態発生時の対応
- (2) 重大事態への対応
- (3) 重大事態の調査
- (4) 再調査及び措置等
- (5) 留意事項

その他

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

いじめの問題は、子どもの人権にかかわる深刻な問題です。子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりを大切にして互いに尊重し合う社会をつくるため、市、学校、家庭、地域、関係機関等は、それぞれの責任・義務や役割を自覚し、互いに協力・連携して、いじめの防止に取り組まなければなりません。

下松市では、こうした認識のもと、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、下松市いじめ防止基本方針(以下、「基本方針」という。)を、文部科学省「生徒指導提要(令和4年12月改訂)」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)」の趣旨を踏まえ、改定しました。

この「基本方針」のもと、児童生徒の尊厳を保持するために、市、学校、家庭、地域、その他の関係機関及び関係者が連携し、社会総がかりでいじめの防止に向けて取り組みます。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 基本認識

以下の基本認識に基づき、いじめの防止等の取組を、発達支持的生徒指導の考え方に立ち、すべての児童生徒の発達を支える生徒指導の一環として位置付けるとともに、日常の教育活動を通じた予防的・開発的な取組を重視し、いじめの未然防止と早期発見に取り組みます。

また、児童生徒一人ひとりの状況や行動の背景に配慮した指導・支援を行い、実際にいじめを認知した場合には、迅速かつ適切な対応を図ります。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のために、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組み、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを推進します。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提となるものであり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付くことが大切です。「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、些細な兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することを心がけます。

(3) いじめの早期対応（事案対処）

いじめがあることが確認された場合は、児童生徒にとって、一刻も早く安全・安心な生活となるよう、迅速かつ適切で丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解決されるまで、組織的に粘り強く対応します。さらに、いじめが解決した後も、きめ細かく見守りを行い、継続的な支援に努めます。

2 いじめの問題の理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号 以下、「法」という。）第2条

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、あくまでもいじめを受けている児童生徒の認識によることに留意して、判断します。

一方で、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があります。これを理解し、本人からの訴えだけに限定した対応をしないように注意します。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 話を振られたり、からかわれたりするなど、本人が苦痛と感ずるいじりをされる 等

これらの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、被害者の意向等を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとるよう努めます。

(2) いじめのとりえ方及び指導上の留意点等

① いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない

「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識の徹底を図ることが大切です。また、豊かな情操や道徳心を育むとともに、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重した態度や言動がとれるよう、人権教育等に組織的・計画的に取り組む必要があります。

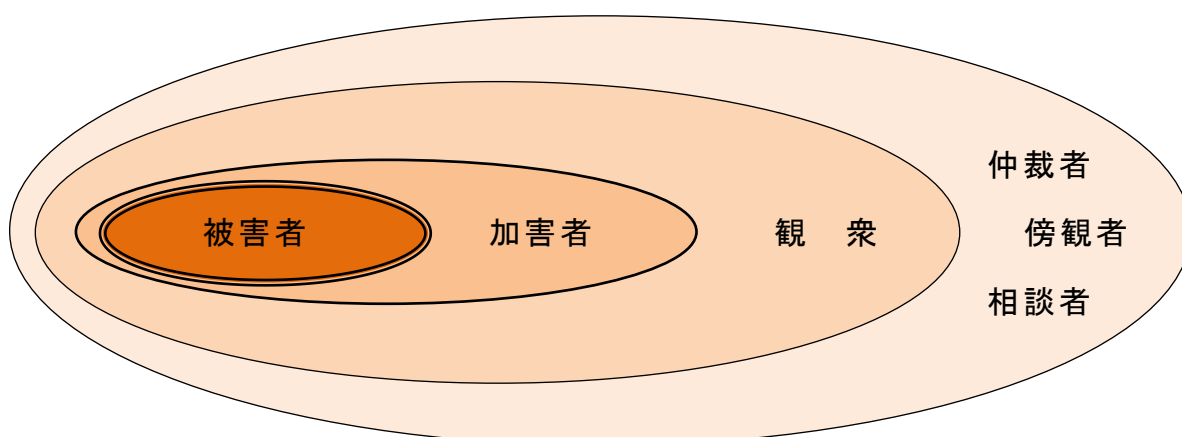
② いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる

友人間の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」がいじめへと変わったり、児童生徒が立場を入れ替わりながら、いじめが繰り返されたりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあります。

③ いじめの四層構造や児童生徒の人間関係を踏まえて指導する

集団に存在する人間関係の序列化やグループ化といった問題がないか、日頃から注意して観察する必要があります。その上で、いじめの「被害者」「加害者」という関係だけでなく、「観衆」として周りでいじめをやり立てたり、おもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの四層構造に留意して対応します。また、いじめを進んで抑止する「仲裁者」や、いじめの存在を知らせる「相談者」が傍観者の中から現れることが重要であることを踏まえて、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む必要があります。

いじめの四層構造



④ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人が見えにくいところで行われるケースも多く、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処します。

⑤ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる

特に配慮が必要な児童生徒については、その児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、関係機関と連携し、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する指導を組織的・計画的に行う必要があります。

⑥ 児童生徒を取り巻く大人が、確かな人権感覚を備えた言動を心がける

大人の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う必要があります。

⑦ 学校、家庭、地域等が一体となっていじめの防止や解消に取り組む

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わりをもつよう努めます。また、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、スクールカウンセラー(以下、「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)等の専門家や関係機関等との速やかな連携を進めます。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織[以下、「いじめ対策委員会」という(p.11参照)]の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うこととしま

す。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。また、「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行します。

このように、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を続ける必要があります。

第2章 いじめの防止等に向けた市及び教育委員会の取組

1 いじめの防止等に係る施策の推進

いじめの防止等については、「未然防止」「早期発見」「早期対応（事案対処）」の視点で対策を講じていくとともに、学校と家庭や地域、その他関係機関との連携を密にして、総合的かつ効果的ないじめ防止対策を進めていきます。

2 市及び教育委員会が設置する組織

(1) 心豊かな子どもを育てる推進事業協議会

市及び下松市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、学識経験者、人権擁護委員、民生委員、臨床心理士、社会福祉士、小中学校PTA、社会教育関係団体、学校関係者、児童相談所、警察、市長部局関係課、教育委員会等で組織する「心豊かな子どもを育てる推進事業協議会」を設置し、児童生徒の健全育成及びいじめ等の問題行動の予防や解決に向けて、一体となった取組を進めます。

(2) 下松市いじめ問題調査委員会

教育委員会は、法第28条第1項に規定される重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるために、法律、医学、心理、福祉等に関し、専門的知識及び経験を有するもので構成される「下松市いじめ問題調査委員会」を、教育委員会の附属機関として設置します。本委員会は、市長が必要であると認める場合、国のガイドラインに基づき、公正かつ中立な立場から調査を行います。

(3) 下松市いじめ調査検証委員会

市は、法第30条第2項に規定する調査を担う附属機関として、「下松市いじめ調査検証委員会」を設置します。

3 市及び教育委員会が行う取組

(1) 市が行う取組

市は、基本方針に基づき、国の法令及び基本方針等の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 教育委員会が行う取組

① 生徒指導・教育相談体制の充実

生徒指導は、すべての教職員が、すべての児童生徒を対象に、すべての教育活動を通じて行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、児童生徒に寄り添いながら、きめ細かな支援ができる人材の確保等に努めます。また、日頃から学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、適切な支援を行います。

② いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

多くの児童生徒・保護者の悩み等の相談に対応することができるよう、「くだまつふれあいラウンジ」「ヤングテレホンくだまつ」等の相談体制の充実を図るとともに、これらの相談窓口の周知に努めます。

③ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実

学校運営協議会やPTA連絡協議会、地域協育ネット等を通じて、学校と家庭・地域が組織的に連携し、協働する体制の充実を図ります。

④ SC、SSWやこころサポーターの配置・外部専門家や関係機関との連携

学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、SC、SSWやこころサポーターを配置するとともに、その効果的な活用について周知や啓発を図ります。また、人権擁護機関や警察等の関係機関との連携体制の整備を図ります。

⑤ 教職員の資質・能力の向上に向けた研修等の充実

学校の教職員が法の内容を理解するとともに、いじめの問題に適切に対応できる資質・能力の向上をめざし、教職員研修の充実を図ります。研修においては、いじめの定義、重大事態の判断基準及び初期対応の重要性等について理解を深める内容とします。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめの防止等への支援

児童生徒が、正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応していけるよう、情報モラル教育の充実を推進します。

また、インターネットを通じて行われるいじめが認知された場合は、学校に積極的に情報提供を行うとともに、学校が適切に対応できるよう、関係機関と連携した支援体制づくりに努めます。

⑦ 学校相互間の連携協力体制の充実・強化

学校相互間の情報の共有や切れ目のない支援体制を構築するため、生徒指導連絡協議会をはじめとして、中学校区ごとに行われる教育相談協議会等で、学校間の連携の促進及び関係機関との連携強化に努めます。

⑧ いじめに対する措置

法第23条第2項の規定による報告を受けた時は、学校に対し、必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずるよう指示します。

また、いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、必要に応じて当該児童生徒の出席停止を命じたり、当該児童生徒を一時的に学校内の別室で学習させたりするなどの措置を講じます。

第3章 いじめの防止等に向けた学校の取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校においては、いじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法第13条が定める「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、学校だよりやウェブサイト等で周知します。

「学校基本方針」は、発達支持的生徒指導の考え方に立ち、すべての児童生徒の発達を支える生徒指導の一環として、いじめの防止等に向けた取組を位置付けるものとします。その上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応（事案対応）」の各取組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、教職員の校内研修、その他家庭や地域と連携した、いじめ対策全体に関わる内容、重大事態への対応に関する基本的な考え方及び体制について定めます。

(1) 「学校基本方針」策定の意義

- ① 「学校基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず組織として一貫した対応をとることが可能になります。
- ② いじめの発生時における学校の対応を「学校基本方針」であらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。
- ③ 様々な立場の児童生徒を対象とした支援の観点を「学校基本方針」に位置付けることで、すべての子どもたちの成長支援につながります。

(2) 「学校基本方針」の具体的内容

- ① いじめが起きにくい、あるいは、いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止につながる多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、未然防止、早期発見及び早期対応が一体的に機能するよう包括的な方針を定め、具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）を図ります。
- ② アンケートの実施、いじめの通報、情報の共有、適切な対応等についてのマニュアルを定め（「早期発見・早期対応（事案対応）マニュアル」の策定）、その徹底を図ります。
- ③ 「学校基本方針」の策定事項が、同時に、「いじめ対策委員会」の取組による未然防止、早期発見及び早期対応（事案対応）の行動計画となるよう、教職員のいじめに係る資質能力の向上を図る校内研修の取組を含めた具体的な年間計画の作成に努めます。

- ④ いじめの加害児童生徒に対する支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めます。
- ⑤ いじめ防止に係るより実効性の高い取組を実施するため「いじめ対策委員会」を中心に、「学校基本方針」が適切に機能しているかどうかを点検し、見直すP D C Aサイクルを「学校基本方針」に盛り込みます。
- ⑥ 「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その達成状況を評価します。学校は、この結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。
- ⑦ 「学校基本方針」の策定にあたっては、方針を検討する段階から保護者、学校運営協議会、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校基本方針」にすることが学校の取組を円滑に進めていく上で有効であるため、これら関係者の意見をできるだけ取り入れるように努めます。あわせて、児童生徒の意見も取り入れるなど、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。
- ⑧ 策定した「学校基本方針」については、各学校のウェブページへの掲載等により、保護者や地域住民がその内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時や各年度の開始時等に児童生徒や保護者に説明するなどの取組を行います。

2 学校が設置する組織

いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員で抱え込むのではなく、組織的な対応につなげるため、いじめの防止等の対策組織「いじめ対策委員会」を設置します。当該組織は、いじめの未然防止から事案対処、再発防止に至るまで、学校における中核的な役割を担うものとします。特に、平時から情報を共有し、いじめの認知及び初期対応が円滑に行われる体制を整えます。

設置にあたっては、管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動に関わる教職員、さらに可能であればS C、S S W、外部専門家（少年安全サポーター、人権擁護委員、医師）等を参画させ、実効性のある組織とします。

いじめに対し組織的に対応することで、一部の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、この組織の取組内容を学校評価の評価項目に位置づけ、P D C Aサイクルによる検証を行い、恒常的な改善につなげます。

この組織の役割として、次のようなものが挙げられます。

【未然防止】

- ① いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応（事案対応）】

- ① いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ② いじめの早期発見・早期対応（事案対応）のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ③ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ④ いじめを認知した場合には、被害児童生徒の安全確保を最優先とし、組織として一貫した対応方針を確認する役割
- ⑤ いじめの被害・加害児童生徒に対する支援方針の決定と、保護者との連携を組織的に実施する役割
- ⑥ 重大事態に該当するおそれがある事案については、速やかに管理職を通じて教育委員会に報告するとともに、必要な対応につなげる役割

【「学校基本方針」に基づく取組】

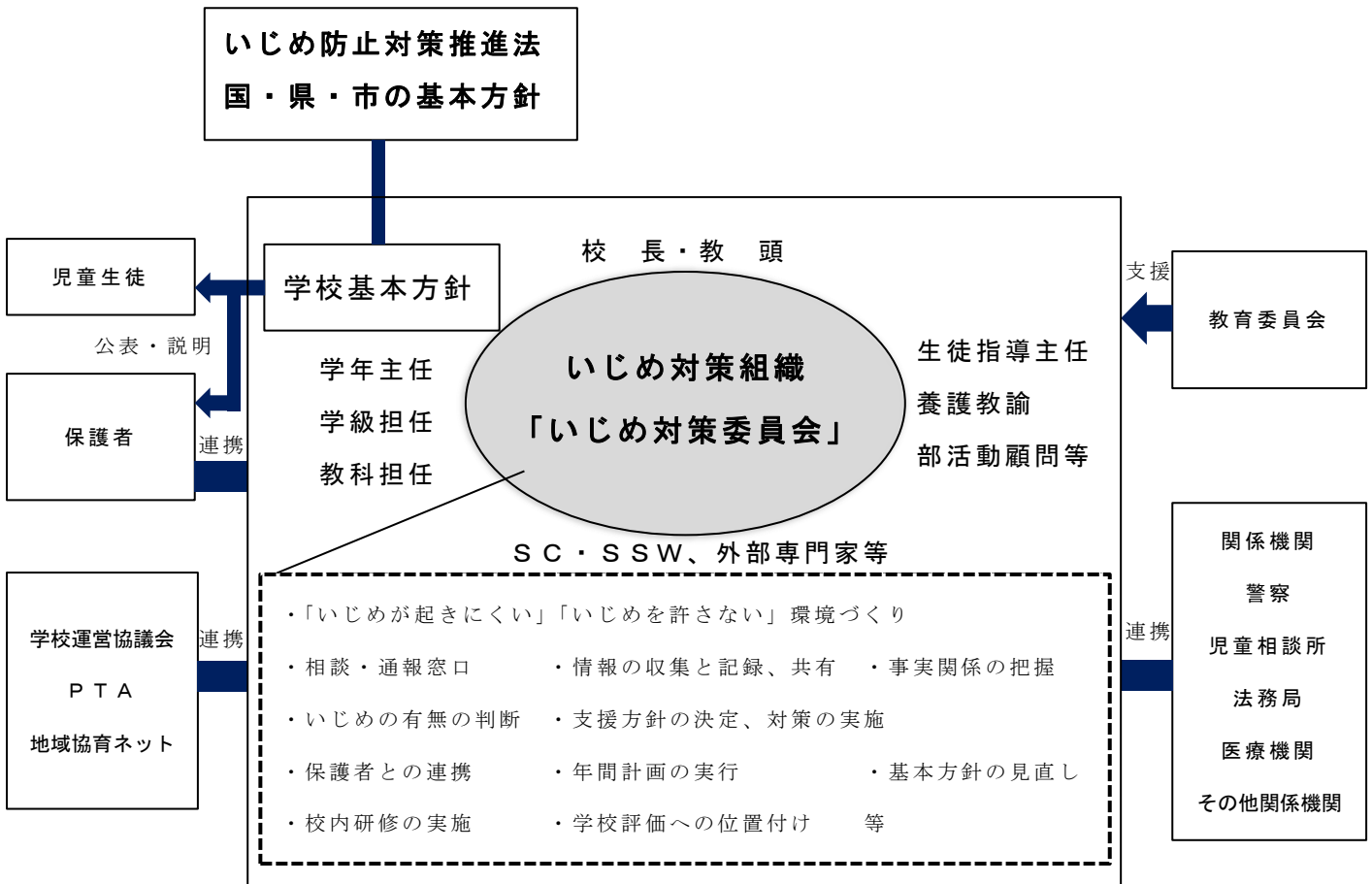
- ① 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ② 「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ③ 「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割

このほか、「いじめが起きにくい」・「いじめを許さない」環境づくりを実効的に行うため、「いじめ対策委員会」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が認識される取組（例えば、全校集会の際に、「いじめ対策委員会」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施します。

また、「いじめ対策委員会」は、いじめの早期発見のために、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要があります。

「いじめ対策委員会」の設置にあたっては、既存の「生徒指導部会」の活用も考えられますが、ケースによっては、学級担任や教科担任等が参画することができるようにするなど、工夫・改善を図る必要があります。

学校のいじめ対策組織（「いじめ対策委員会」）



3 学校が行う取組

(1) 基本的な考え方

学校は、発達支持的生徒指導の考え方に立ち、組織的な指導体制の構築と児童生徒の心に寄り添う指導や支援の継続により、児童生徒が主体的に判断し行動できる力の育成に努めるとともに、児童生徒一人ひとりの不安や悩みを受け止める体制を整備し、教育相談機能の充実を図ります。いじめは被害を受けた児童生徒の感じる苦痛を基準として認知するという基本姿勢を、教職員全体で共有し、いじめへの対応が特定の教職員の判断や対応に委ねられることのないよう、組織として取り組みます。

また、児童生徒一人ひとりの夢の実現や豊かな人間性の育成に向け、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる教育の充実を図ります。いじめを生まない、いじめを許さない学校文化の醸成に努めます。

さらには、学校運営協議会やP T A連絡協議会、地域協育ネット等を通して、家庭・地域と連携し、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、必要に応じて、S CやS S Wはもとより、関係機関との連携・協力のもと、

いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図り、学校内外で児童生徒を支える基盤づくりを進めます。

(2) 未然防止（いじめの予防） ～平時からの備え～

児童生徒一人ひとりに対する理解を深め、児童生徒と教職員との信頼関係を基盤とした、きめ細やかな指導、支援に努めます。いじめは、学校生活の様々な場面に潜在する可能性があることを踏まえ、日常的な指導を通じて未然防止を図ります。平時から児童生徒の様子や学校生活上の変化を丁寧に把握し、小さな兆候を見逃さない姿勢を学校全体で共有します。

また、いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する等いじめの防止につながる活動に取り組みます。

さらには、児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加できるような授業づくりや集団づくりに努めます。

① 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題の根本的な解決をめざし、開発的・予防的な生徒指導の推進に努めます。また、いじめの未然防止にあたっては、児童生徒の行動のみを表面的に捉えるのではなく、その背景にある発達段階、家庭環境、人間関係上の不安や悩み等を丁寧に把握し、児童生徒の状況等について、日頃から教職員間で情報共有に努めるとともに、以下のことに取り組みます。

ア 教職員の資質能力の向上

すべての教職員の共通理解を図るために、年に複数回、いじめの問題に関する研修会（事例研究、教育相談等）を実施します。

また、教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を行わないようにします。

イ 生徒指導部会等の在り方

生徒指導部会等を活用し、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図ります。

ウ 教育相談の充実

すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的・予防的な援助の機能を重視するとともに、校内の相談窓口を児童生徒に周知し、不安や悩みを受け止める体制の充実を図ります。

エ 児童生徒の行動観察

給食（昼食）時、休み時間、清掃活動、部活動等、児童生徒とのふれあいの機会を大切に、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係の構築に努めます。

オ 児童生徒理解

日記や生活ノート、各種アンケート、その他の客観テストや教育相談等を通じて、児童生徒理解に努めます。

カ 家庭・地域との連携

P T Aや学校運営協議会、地域協育ネットなどで、いじめについて協議する機会を設け、地域とともにある学校づくりを推進します。

キ 校種間連携の促進

異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築をめざし、校種間連携の一層の促進に努めます。

ク 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

部活動休養日の確保や学校の業務改善を促進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

ケ 「いじめ対策委員会」の周知

「いじめ対策委員会」の存在及び活動が、児童生徒に容易に認識されるものとなるよう努めます。

コ 指導上の配慮が必要な児童生徒への適切な支援

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援に努めます。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応に努めます。
- ・ 震災により被災した児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。
- ・ 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒につ

いては、その児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的・計画的に行う必要があります。

② 人権尊重の視点に立った学校づくりの取組

学校の教育活動全体を通して、児童生徒が互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努めます。いじめは重大な人権侵害であるとの認識を、教育活動全体を通して育成します。児童生徒の成長の過程に応じ、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育を、組織的・計画的に推進します。

ア 各教科・総合的な学習の時間

人権尊重の視点に立った指導の充実を図ります。例えば、授業中に失敗した友だちを嘲笑したり、助長したりするような場面等があれば、決して見逃さず迅速に対応します。

また、日々の授業の中で、互いを尊重する態度の大切さを児童生徒に伝え、児童生徒同士又は児童生徒と教員の信頼関係を基盤とした学習環境の整備、学習規律の徹底に努め、教育効果を高める授業づくりを実践します。

イ 道徳教育

道徳科の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの項目でいじめの問題を取り扱うことができると考えられ、児童生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれます。資料の中にとどまることなく、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援します。

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、「道徳教育推進教師」を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教育委員会作成の指導資料等の活用により、児童生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図ります。

ウ 特別活動等

学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動等において、児童生徒が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善します。

また、思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア

ア活動等を、学校や地域の実態に即して計画的に実施します。

こうした特別活動等の指導にあたっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに対して正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行います。特に、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残す、決して許されない行為であることについて、児童生徒が人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを主体的に学ぶことのできる取組を行います。

エ 部活動

自主性が重んじられ、同好の生徒によって行われる部活動等は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど教育的な価値も大きい。そのため、顧問教員等の指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなど、自己指導能力の育成に努めます。

オ 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」といった性質を有するため、児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けるための教育の充実を図ります。

カ 自殺予防教育の推進

児童生徒が自ら命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」について、国や県の動向を踏まえながら、導入を検討していきます。なお、子どもを直接の対象とした自殺予防教育を進めるにあたっては、校内の実施体制を構築し、校内研修を実施するなどして学校全体で合意形成を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

③ 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

「いじめ対策委員会」には、いじめの防止等の取組について、「学校基本方針」の策定や見直しなどいじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認等を日常的に評価・検証・改善していくことが求められます。したがって、同委員会には、児童生徒の様子等（観察による見取り、アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員

で情報共有が図られる必要があります。

④ 学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、達成目標を設定し、達成状況を適正に評価します。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、取組の改善につなげます。

⑤ 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとしてせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図ることも大切です。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくために、PTAや学校運営協議会等でいじめについて協議する機会を設けるなど、「学校基本方針」の共通理解を図りながら、情報交換や協力要請を行います。また、学校は、家庭・地域に対して相談窓口を周知するとともに、学校に寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、誠意ある対応を行います。

ア 家庭との連携

日頃から、「学校基本方針」に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求めます。また、保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者と緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる信頼関係づくりに努めます。

イ 地域との連携

PTAや学校運営協議会等で、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみの取組を検討します。また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域との情報交換を密にし、学校を中心とした地域の情報ネットワークの構築に努めます。

ウ 日常の取組の情報発信

地域とともにある学校づくりに努め、日常の学校生活の状況等を以下の方法等により、家庭・地域に積極的に提供します。(情報発信の方法や場の例－学校だより、学年・学級通信、PTAだより、学校ウェブサイト、学級・学年懇談会における協議等)

(3) **早期発見（把握しにくいいじめの発見）**

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期

に発見するよう努めます。平時から児童生徒の様子を丁寧に見取り、わずかな変化や違和感を見逃さない姿勢を学校全体で共有します。

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類します。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界が不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要があります。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると、教職員は敏感でなければなりません。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめであるという認識をもつことが大切です。
- ・ しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行います。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う必要があります。

① 校内指導体制の確立

いじめは、外から見えにくいことが多く、「いじめ対策委員会」が中核となって、すべての教職員が連携・協力して早期の発見につなげる必要があります。組織として情報を集約・共有する体制づくりを重視し、平時からの情報の蓄積と共有を通して、いじめの兆候や懸念を早期に捉え、組織的な見立てにつなげます。

具体的には、以下のような取組を行います。

ア 複数の教職員による指導体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、学年主任、学級副担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にします。
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立し、いじめの早期発見のための留意点を踏まえ、日頃から児童生徒の状況をきめ細かく把握することに努めます。
- ・ 学校評価における児童生徒・保護者アンケート、生活アンケート、個人面談等により、児童生徒・保護者等の実情をできるだけ正確に把握するとともに、「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるよう、恒常的にいじめの問題への取組について見直しを図ります。
- ・ 全校体制で、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図ります。

イ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、児童生徒が発する心身の変化やＳＯＳを捉え、組織的な対応につなげる役割を担うため、ＳＣ等の専門家と緊密な連携を図ります。

② 具体的な取組

児童生徒や保護者・地域等に、すべての教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめを受けている児童生徒を必ず守り通す」といった毅然とした姿勢を日頃から示しておくとともに、児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して心の教育を推進し、指導の徹底を図ります。

ア いじめを受けている児童生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 「誰にも相談できない児童生徒がいるのではないか」との認識のもと、日常の観察、生活アンケート等の実施により、児童生徒の内面的変化を総合的にとらえ、個別に教育相談を実施します。
- ・ いじめが潜在化、偽装化されているケースも多いことから、日常の対話や遊び等を通して、児童生徒が発するサインを確実に捉えるよう努めます。
- ・ 児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、機会をとらえて日常的に声かけを行います。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にと

っては大変な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒からの訴えや相談があった場合には、いじめであるか否かを即断せず、迅速かつ組織的に対応することを徹底します。

イ 信頼関係に基づいた教育相談活動

- ・ 悩みを抱える児童生徒が、相談室等で、他の児童生徒のことを気にすることなく相談できるよう、話しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の方法等について、SCの指導助言を受けるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行います。
- ・ 児童生徒に信頼感や安心感を抱かせるために相談カード等を活用し、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行います。

ウ ふれあいの時間の充実と時間確保の工夫

- ・ 児童生徒と教員がともに活動する時間を確保し、児童生徒理解に努めます。また、休み時間等の見守りや給食指導等について、複数の教職員が連携して行います。

エ 研修の充実

- ・ SCやSSW、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した、組織的・計画的な研修を行います。

オ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに悩みを抱えている児童生徒・保護者が、いつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知します。

③ 家庭・地域との連携

積極的な情報発信を行い、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を通して、地域とともにある学校づくりを推進します。家庭・地域と連携・協力しながら、児童生徒を共に育てるという意識を高めます。

ア 家庭との連携

- ・ 保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図ります。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう工夫します。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫・改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行います。

イ 地域との連携

- ・ 「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等の取組を通して、児童生徒の健全育成に努めます。また、地域行事や各種の催事等に、児童

生徒の積極的な参加を促します。

(4) 早期対応〔事案対処（現に起こっているいじめへの対応）〕

① 学校の体制づくり

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めるなど、いじめに迅速かつ適切に対応できる体制づくりに努めます。いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

また、必要に応じて、教育委員会及びＳＣ、ＳＳＷ、民生・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家との連携を図ります。

ア いじめを認知した場合（疑われる場合も含む。）の役割分担と対応等

- ・ 学校は、学級担任や教科担任、部活動顧問等、担当教職員がいじめの事案や些細な兆候、懸念、情報を一人で抱え込むことなく、又は、対応不要であると個人で判断しないよう情報共有を図るとともに、「いじめ対策委員会」を中核とした全校体制で、いじめの解決に向けた取組を行います。
- ・ 児童生徒からいじめ（疑いを含む。）に係る情報の報告・相談があった際に、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、以後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性があるため、いじめに係る情報が寄せられた時は、教職員は速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応を図ります。
- ・ いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取りなどにより、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、状況等の詳細を把握します。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、いつ、どこで、誰が、何を、どのように、に留意して、客観的な事実を記録します。
- ・ 把握した事実をもとに、今後の対応について、「いじめ対策委員会」を開催し協議します。
- ・ いじめを受けている児童生徒への対応は、いじめを受けている児童生徒が相談しやすい教職員が担当します。
- ・ いじめを行っている児童生徒への対応は、複数の教職員（生徒指導

主任等を中心に役割分担を決める)が担当します。

- ・ 周りの児童生徒(観衆・傍観者)への対応は、複数の教職員(該当学年教員等を中心とする)が担当します。
- ・ いじめを受けている児童生徒の保護者への対応は、学級担任のみならず、必要に応じて、学年主任、生徒指導主任、管理職等、複数の教職員が誠意をもって迅速に対応します。
- ・ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応は、面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で、学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職等の複数の教職員が対応します。
- ・ P T A等への働きかけは、管理職及び生徒指導主任等が担当します。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携は、管理職、生徒指導主任等が担当します。なお、連携にあたっては、担当者同士が日常的に連絡を取り合う中で、いじめを認知した場合に想定される支援を要請しておきます。

② 対応する上での留意点

ア いじめを受けている児童生徒・保護者への対応

- ・ いじめを受けている児童生徒の、これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示します。被害児童生徒の安全確保を最優先とし、安心して学校生活を送ることができる環境の回復に努めます。
- ・ いじめを受けている児童生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担になることに十分配慮します。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努めます。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(P T S D)等、いじめによる後遺症へのケアを行います。
- ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」等の叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる危険性があるため、避けるようにします。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えます。また、家庭訪問の了解をとった上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応します。

イ いじめを行っている児童生徒・保護者への対応

- ・ いじめの解決にあたっては、当事者だけでなく、周りの児童生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握します。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取ります。
- ・ 例えば、善意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し、教員の指導を受けずに良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも考えられます。ただし、「いじめ対策委員会」へ情報共有することは必要となります。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促します。
- ・ 相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導します。
- ・ 保護者への対応については、学級担任、学年主任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行います。

ウ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという雰囲気づくりに努めます。
- ・ 周りではやしたてる児童生徒（観衆）や見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）に対しては、いじめを受けている児童生徒が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導します。
- ・ 児童生徒がいじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導します。いじめを報告してきた児童生徒に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該児童生徒を守るために秘密を厳守し、特定されないよう配慮します。

エ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、いじめの概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行います。

オ いじめのアフターケア

対応にあたっては、「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるとの認識をもつことが大切です。

また、いじめが解消している状態に至ったとしても、関係した児童生徒の事後の様子を継続的に見守り、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行います。

③ 教育相談の在り方

いじめを受けている児童生徒の心のケア、いじめを行っている児童生徒の内省を促す支援等については、教職員による児童生徒の心情に寄り添った教育相談を行うことはもとより、専門的な知識・技能を有するＳＣと連携し、個別支援を行います。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して児童生徒がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるＳＳＷによる家庭支援を積極的に進めます。

ア いじめを受けている児童生徒に対する教育相談

いじめを受けている児童生徒に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、児童生徒の抱える辛さや苦しさに全面的に共感します。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣやＳＳＷ等と連携します。

イ いじめを行っている児童生徒に対する教育相談

いじめを行っている児童生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要です。いじめを行っている児童生徒の中には、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを他者に向けて「いじめ」という形で発散させていることもあるため、児童生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行います。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣやＳＳＷ等と連携します。

④ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のＳＮＳやコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要です。インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得ることから、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に

あたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させます。

ア 初期対応

インターネット上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、いじめを受けた児童生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておくことが必要です。

イ 関係機関との連携

必要に応じて、法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行います。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署とチームを編成し、問題の早期解決に努めます。

ウ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している児童生徒への直接指導、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑えます。

⑤ 保護者との連携

ア いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携します。
- ・ 速やかに、保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴します。教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示します。
- ・ いじめを受けている児童生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で対応します。
- ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行います。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供します。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている児童生徒の人権を守り、いじめを行っている児童生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にします。
- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得ます。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報が漏れないよう、徹底した情

報管理を行います。

- ・ いじめを受けている児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、様々な状況に配慮し、適切に対応します。
- ・ 保護者によっては事態を軽視する場合や、逆に自分の子どもを叱責する場合もあるため、保護者が正しく認識するように説明することを心掛けます。
- ・ いじめの解決には、長時間にわたる継続的指導が必要な場合があります。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図ります。
- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介します。

イ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携します。特に、いじめを行っている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携します。
- ・ 正確な事実を確認し、憶測は避けます。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識のもと、いじめを受けている児童生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得ます。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意します。
- ・ いじめを受けている児童生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等を、保護者の意向を確認しながら、具体的に助言します。
- ・ いじめを行っている児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得ます。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考えます。
- ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼します。

ウ 臨時保護者会を開催する場合の留意点

- ・ 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催します。
- ・ 開催にあたっては、いじめを受けている児童生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重します。

- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明します。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪します。
- ・ いじめを行っている児童生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮します。
- ・ 学校で行うことと家庭でできることをはっきりさせ協力を求めます。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞きます。
- ・ プライバシーや個人情報の保護には十分留意します。

⑥ 地域・関係機関との連携

ア 学校と地域との連携

- ・ P T Aや学校運営協議会委員等といじめの問題について協議する機会の設定、取組の推進等、地域とともにある学校づくりに努めます。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認するとともに、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告します。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼します。
- ・ 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行います。

イ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて、関係機関や外部専門家等に「いじめ対策委員会」への参画の協力を依頼します。
- ・ 犯罪行為の疑いがあるいじめの場合は、教育的配慮のもと、所轄警察署と連携して対応します。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」協定（平成28年4月施行）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得るなど、学校・警察が連携した対応を行います。

第4章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」により適切に対応します。

1 重大事態の定義

重大事態とは、以下の場合をいいます。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定されます。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

2 学校及び教育委員会の対応

(1) 重大事態発生時の対応

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から情報を収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断します。判断にあたっては、教育委員会から助言等を得ます。

学校は、当該事案が重大事態であると判断したときには、速やかに、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。

また、児童生徒・保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告します。

児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要

な情報となる可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合い、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、迅速・的確かつ組織的な対応を行います。その際、被害児童生徒の生命・心身の安全確保を最優先とし、学校及び教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら連携して対応します。

① いじめを受けている児童生徒への対応

「いじめ対策委員会」等が中核となり、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童生徒の不安や心身の状況に十分配慮し、いじめから守り通します。

② いじめを行っている児童生徒への対応

いじめを受けている児童生徒を守るため、教育的配慮のもと、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、毅然とした対応や、当該児童生徒の内省と成長を促す指導・支援を行います。

なお、こうした措置を講ずることについては、教育委員会と協議の上、関係機関等とも連携を図りながら適切に対応します。

また、いじめの行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携し、対応します。

(3) 重大事態の調査

① 調査の主体の決定

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合があり、事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえて判断します。学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、当該学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行います。

② 調査の趣旨

調査は、客観的な事実関係を明確にし、学校及び教育委員会が真摯に事

実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とします。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

③ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、関係機関や外部専門家の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行います。

教育委員会が調査主体の場合は、「下松市いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行います。

④ 調査結果の報告及び提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとします。

なお、調査結果については、学校は教育委員会を經由して市長へ、教育委員会は市長へ、速やかに報告を行います。

《いじめを受けた児童生徒から聴き取りが不可能な場合の対応について》

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手します。

調査にあたっては、中立性や公平性を確保するため、教育委員会を主体とする調査を行うことが望ましく、調査方法としては、児童生徒や教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられます。調査は、該当する児童生徒の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りながら実施することとし、知り得た情報については、丁寧に提供するよう努めます。

《自殺の背景調査について》

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取

りながら、知り得た情報を提供します。

いじめがその要因として疑われる場合等、遺族がより詳しい調査を望む場合は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、学校又は教育委員会は、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、中立的な立場の調査委員会は、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行います。

また、情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応はなかった」と決めつけることなく、断片的な情報による誤解を与えることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方には特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による『自殺報道への提言』（2000年）を参考にする必要があります。

(4) 再調査及び措置等

学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対応又は該当する重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこととします。再調査の進捗状況及び結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供します。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、調査結果を市議会に報告します。

(5) 留意事項

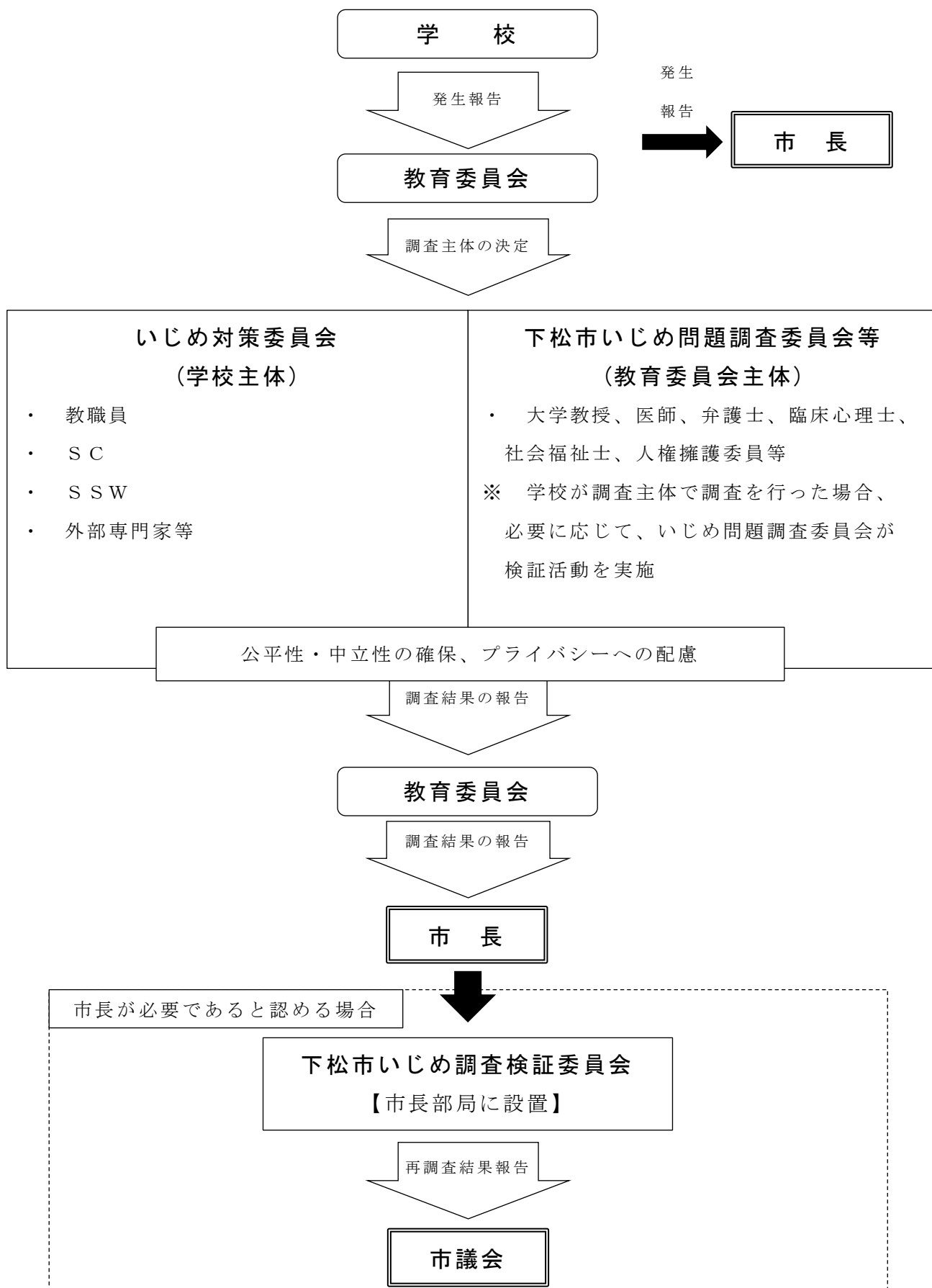
「いじめ問題調査委員会」等による調査を実施する際には、学校及び教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や児童生徒への聴き取り調査等の実施の要請に対して協力し、客観性・公平性の確保に十分留意します。

また、アンケート調査を実施するにあたっては、いじめを受けた児童生徒・保護者に結果を提供する可能性があることを踏まえ、調査対象の児童生徒・保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要です。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが

想定されます。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先に、関係機関とも連携しながら、安心・安全な学校生活の回復及び再発防止に向けた取組を進めます。

重大事態発生時の調査等のフロー



その他

市及び教育委員会は、国及び県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、「心豊かな子どもを育てる推進事業協議会」等が見直しの必要があると認めるときは、多方面から広く意見を求めながら本方針を改定していくこととします。また、本方針を定期的に評価・検証し、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努めることとします。

附則

平成 26 年 3 月 策定

平成 30 年 3 月 改定

令和 8 年 3 月 改定